昭和46年7月20日発行　東京都千代田区役所（九段南1—6—11）
電　話（264）0151（大代表）　郵便番号102

区のおしらせ

No. 348

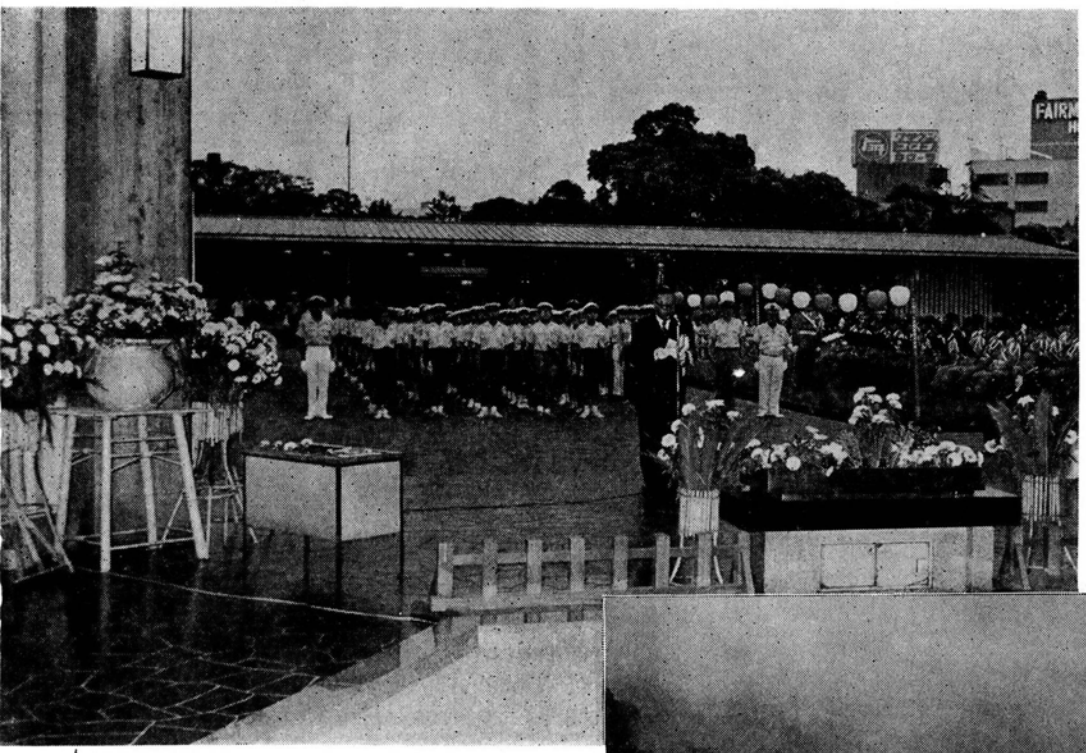

千鳥ケ淵の墓苑で
戦没者の追悼式
ボート場では〝納涼灯ろう流し〟

夏の風物詩。13、14日の両日千鳥ケ淵ボート場で、恒例の納涼灯ろう流しが行なわれました。

13日には、千鳥ケ淵戦没者墓苑で戦没者の追悼式が海洋少年団員、区内の遺家族など300名が参加して行なわれ、その後、灯ろう流しでは区民のみなさんの手で、水面に浮べられた数百の灯ろうが、夕闇せまる千鳥ケ淵をいろどり、見物のひと達の目を楽しませました。

写真　上＝追悼の辞を述べる遠山区長
　　下＝納涼灯ろう流し

『避難袋』を各家庭にお配りします

災害時の用意に

みなさんのご家庭では、突如、大地震が襲ったときなど、まず、なにを持出したらよいか、いろいろ考え、対策を立てておられることでしょう。

区では、こんな時の用意に、応急物資を入れた避難袋を、各家庭へもれなく配付できるよう、いま、準備をすすめています。

この避難袋は、いざという時に、肩にかけるなどして、簡単に持出せるような布製のもので中に、非常食品、医薬品、ローソク、手拭、石けんなど、災害時の必需品のほか、災害に対する心構え、避難場所などを刷込んだ「防災のしおり」も入れて、無料でお配りします。

各ご家庭では、懐中電灯、トランジスタ・ラジオなど、非常の際に欠かせないものを補い、一定の場所に備えていただこうというものです。

区では、これを八月中旬頃から配付する予定です。

全世帯にもれなく行き渡るようにするため、配付に当たっては、区民のみなさんのご協力をお願いします。

配付方法など詳しいことは、決まり次第お知らせします。

寄付

金七万七千九百十九円
区社会福祉事業資金
旧神一南部町会殿

パノラマ写真（十三枚一式、明治二十一年当時の神田地区を撮したもの）
区立千代田図書館用
外神田二―九―三
南条近二殿

区立総合体育館 教育センター いよいよ着工

完成は来年秋の予定

区民待望の区立総合体育館および教育センターの建設工事が、いよいよ７月初旬から始まりました。

場所は、内神田２―１―７で、もと教育センターの建物のあった敷地（約3,200平方㍍）に建設され、完成は来年秋の予定です。

写真は区立総合体育館および教育センター完成予想図

建物の内容をご紹介しますと、構造・規模は、鉄骨鉄筋コンクリート造、地下一階、地上八階で、延べ一万千八百五十三平方㍍（約三千六百坪）。一階から四階が体育館、五～八階が教育センターとなり、各階の施設はつぎのとおりです。

総合体育館

一階　室内プール・相撲場
二階　弓道場・柔道場・剣道場
　　卓球場など
三・四階　主競技場（バスケットボール、バレーボールなどができる）・観覧席（約四百二十人収容）

教育センター

五階　言語障害教育施設
六階　教育相談施設
七階　文化教養施設
八階　研修室、視聴覚室、図書室
　　茶室など。

道路台帳等の整備に 区道の測量を行ないます

区では、区道を正しく管理するため、本年度から五ケ年計画で、道路台帳と地下埋設物台帳の整備を行なうことになり、区道を順次測量します。

測量は、区が委託した業者が行ないます。測量にあたっては、区民のみなさんのご迷惑にならないよう十分注意しますが、私有地に立入ることもありますので、その際はよろしくお願いします。

従事者は、区で発行した身分証明書を携帯しています。

第一次の測量地域ならびに期間はつぎのとおりです。

▽測量の期間
七月二十日から十二月十日まで

▽今回の測量地域
一番町、三番町、四番町、五番町、六番町、北の丸公園、九段南一・二・三・四丁目、九段北一・二・三・四丁目、富士見一・二丁目、飯田橋一・二・三・四丁目、三崎町三丁目、西神田三丁目、神田神保町三丁目

▽問合せ
土木部管理課調整係（内線359）まで

学校プールを開放

区内5ケ所の小学校で

夏になり水に入りたくなるような暑い日がつづいています。

区教育委員会では、学校プールを一部開放することになりました。ご利用ください。

開放されるプールはつぎのとおりです。

▽**西神田小学校**　八月十六日から三十日までの十五日間

▽**麹町小学校**　八月二十一日から三十日までの十日間

▽**小川小学校**　八月二十一日から三十日までの十日間

▽**千桜小学校**　八月二十一日から三十日までの十日間

▽**芳林小学校**　八月二十六日から三十日の五日間

時間は、いずれのプールも正午から午後四時まで。

対象は、十五才以上の区民のみなさんで、入場無料です。

保険医辞退

―〝国保〟加入者は―
―影響ありません―

ご承知のとおり、日本医師会では七月一日からいっせいに、保険医辞退に入りました。

今回の保険医辞退は、国民健康保険には関係ありませんので、国保加入者は、今までどおり保険診療を受けられます。

国民健康保険加入者以外の方へ

辞退の対象となっている健康保険（政府管掌保険、日雇労働者保険、組合保険など）の加入者の方でも、辞退していない医療機関にかかれば、今までどおり健保の診療が受けられます。

また、保険医を辞退している医療機関にかかるときは、療養費支給申請書と保険証およびハンコを持参し、支払方法については、医療機関とあらかじめ相談して決めてください。

なお、保険診療をする医療機関の名称や支払方法など、不明の点は、近くの社会保険事務所か区役所の国民健康保険課にお問合わせください

麹町社会保険事務所　265―四三八一

神田社会保険事務所　291―一〇四一

区役所国民健康保険課　264―〇一五一（内線三二一・三二三）

「青少年とともにすすむ運動」推進方針きまる

千代田区青少年問題協議会は、昭和四十六年度の「青少年とともにすすむ運動」の推進方針を決定し、つぎの目標によってはば広い区民運動を展開してゆくことになりました。

○青少年を事故からまもろう

シンナーの乱用、交通事故、水の事故、幼児の誘拐など地域で日常おこる事故の予防、防止運動

○たくましい心とからだをきたえよう

青少年の体育、文化団体の加入促進

○明るい話し合いのある家庭をつくろう

青少年との対話促進

＊　＊

豊かな老後のために
―加算年金に加入を―

国民年金に加入しているみなさんがさらに多くの年金を受けられるために、国民年金に加算年金制度（所得比例制）がとり入れられました。

この加算年金は、より多くのかけ金を納めて、より高い年金を受けたいと希望するひとが、任意に加入できる制度で老後の生活に大きく役立ちます。

◇加入できるひと

国民年金に加入しているひと。

ただし、かけ金を免除されているひとと、五年年金に加入しているひとは除かれます。

◇かけ金

一か月　三百五十円（基本額四百五十円）とあわせると一か月八百円）

◇加算年金額

基本年金額（三百二十円×かけ金納入月数）に、加算年金額（百八十円×かけ金納入月数）が加算されます。

たとえば、納めた期間が二十五年（三〇〇月）とすると

基本額分	加算額分	年金額合計
九七、〇〇〇円	五四、〇〇〇円	一五〇、〇〇〇円（月）一二、五〇〇円

◇加入手続き

ご希望のひとは、ハンコと国民年金手帳を持って、厚生部国民年金課（内線326・327）か、各出張所の窓口へ申込んでください。

納涼民踊のつどい

靖国神社境内で開催

区の主催で「納涼民踊のつどい」が靖国神社境内で開かれました。

13日から16日までの間、おとしよりも、若者もいっしょになって連日民踊を楽しんでいました。

商工融資の利用を

取扱金融機関が一か所ふえる

区では、商工融資を行なっています。

店や工場の運転資金に、また設備改善などに利用してください。

▽融資の対象　区内に店舗または工場があり、同一場所で同一事業をひきつづき二年以上経営している中小企業者で、前年度までの特別区民税・都民税または事業税を完納していること

▽融資の種目

営業資金＝一件八十万円以内（期限十八か月以内（三か月据置きを含む）、十五か月均等償還とします）

設備資金＝一件百五十万円以内、期限二十四か月以内（四か月据置き）二十か月均等償還とします

▽利率　年六分五厘

▽保証人　原則として、区内に住んでいる確実なひと一人以上

△申込み　区民部商工課商工係（内線281）へ

区では、一人でも多くの中小企業のひとに利用してもらうため従来の取扱金融機関（神田商工信用金庫、豊栄信用組合、大洋信用金庫、東京信用組合、第一相互銀行）に新らしく興産信用金庫（神田紺屋町四十二）が加わりました。

問合せは　区民部商工課へ。

法律・商工・人権・行政の各相談

八月中はお休みします

なお、一般相談は、平常どおり区役所中2階区民相談係（内線278・279でお受けします。

平河児童遊園――一時閉鎖します

平河天神の境内にある平河児童遊園（平河町一―七―五）は、平河天神社殿の整備工事が行なわれるため、次の期間中、一時閉鎖します。地元のかたがたには、ご不便をおかけしますが、しばらくご辛抱願います。

閉鎖期間

昭和四十六年八月一日から

〃　四十七年八月末日まで

ボイラー汚物焼却炉などには集じん装置の取付けが必要です

さる、二月に改正された東京都公害防止条例により、指定作業場で、つぎのようなばい煙発生施設を設置している場合は、集じん装置を取付けなければならないことになり、八月一日から実施されることになりました。

▽ボイラー　木屑を燃料として使用するもの

▽汚物焼却炉　火格子面積が二平方米以上のもの

なお、工場で、ばい煙発生施設を設置しているばあいも指定作業場に準じて集じん装置の取付けが必要です。

このことについて、くわしいことは、建築部公害対策課施設指導係（内線373）へ問合せてください。

国民年金保険料をお早く納めてください

昭和四十六年度第二期分（七・八・九月分）の国民年金保険料の納付期限は、七月三十一日です。

まだ納めていないひとは納付書で銀行・信用金庫・信用組合・郵便局・区役所ならびに各出張所の窓口で、忘れずに早めに納めてください。

また、第一期分を納め忘れのひとも納めるようにしてください。

なお、納付書のないひとは国民年金手帳を持参して、区役所、各出張所の窓口で納めてください。

夏やすみ野外こども会

（7月）

▽二十六日　飯田橋町会堀留北児童遊園　▽二十七日　淡路公園（淡路小）・芳林小校庭　▽二十八日　心法寺児童遊園・平河町児童遊園　▽二十九日　西神田公園（西神田小）・三崎神社　▽三十日　東郷公園（九段小）・富士見児童遊園

（8月）

▽二日　今川中校庭・佐久間公園（佐久間小）　▽三日　築土神社・竹平町会　▽四日　竜閑児童遊園・千桜小校庭　▽五日　皇宮警察寮庭・小川小学校庭　▽六日　神田公園・錦華公園（錦華小）

時間は、午前九時三十分から十一時三十分まで。

雨天のときは、代替場所（カッコ内）のあるところはその日に、ないところは九日・十日に実施します。

八月の千代田荘申込状況

（七月十七日現在）

八月は各日とも

全室満員になっています

※九月の申込みは、八月二日（月）午前九時から十時まで区役所で受け付けます。

八月の老人のつどい

▽富士見出張所地区＝五日　富士見区民会館区民集会室　富士見いこいの家

▽番町出張所地区＝九日　番町区民会館老人娯楽室

▽神保町出張所地区＝十日　神保町区民会館老人娯楽室

▽神田公園出張所地区＝二十一日　神田公園区民会館老人娯楽室

▽万世橋出張所地区＝十六日　万世橋区民会館老人娯楽室

▽和泉橋出張所地区＝二十五日　和泉橋区民会館区民集会室

時間は、いずれの会場も午後一時半から四時までです。